

# 令和 3 年弁理士制度小委員会報告書及び弁理士法改正の概要

令和 4 年 3 月 17 日

特許庁



1 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要

2 令和3年弁理士法改正の概要

# 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要

# 令和2年度年弁理士制度小委員会の概要

## 課題認識

- 「知的財産推進計画2020」や「食料・農業・農村基本計画」では、**中小企業や農林水産分野における知的財産の保護・活用**が掲げられており、当該分野での弁理士の更なる活躍が期待されている。
- 一方、中小企業や農林水産分野では知財に明るい内部人材が乏しいことが多いため、弁理士に知財の取得・活用・保護の**総合的なサービスを提供できる資質・能力**が求められる。
- また、これまで弁理士の関わりの少なかった中小企業や農林水産事業者が**安心して相談できる環境整備**も求められる。



## 弁理士制度小委員会での検討

- このような認識に基づき、さらに第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）での議論を受け、令和2年10月～令和3年2月の弁理士制度小委員会では、以下の項目について検討し、今後の対応の方向性を提示。
  1. 中小企業への対応
  2. 農林水産分野への対応
  3. 相談しやすい環境の整備
  4. 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応

# 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要：中小企業への対応

- 一部の中小企業では知財経営・知財ミックスの実践が進んでいるものの、依然として多くの中小企業では経営戦略における知財活用の位置づけが明確化されていない。
- また、発明の発掘・深掘り、知財分析、新たな知財情勢（AI、IoT、コロナ等）に課題を抱える中小企業が依然として多い。
- これらの課題認識のもと、以下の点について、今後の対応を検討した。

## 1. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化

- 中小企業支援の現場でコンサル等の経験を積む機会の増加
- 中小企業支援制度等に関する知識の習得
- 弁理士の国際関係研修の実施

## 2. 弁理士へのアクセシビリティやマッチング機能の向上

- 弁理士検索サービスの一層の充実化
- ユーザーが安心して弁理士にオンラインで相談等が行える環境の整備

## 3. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化

- 中小企業にとって身近な中小企業支援機関・他専門家と弁理士との連携強化
- 他機関や他専門家との連携に向けた、既存の中小企業支援の取組の見直し

# 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要：農林水産分野への対応

- 農林水産分野においては、知財への意識や各知財権の保護内容への理解が十分ではないため、適切な知財保護・権利活用が行えていない。
- 農林水産事業者の弁理士業務への認知度が低く、知財に関する外部専門家として弁理士が十分に活用されていない。
- これらの課題認識のもと、以下の点について、今後の対応を検討した。

## 1. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上

- 「植物の新品種」や「地理的表示」の海外出願支援業務及び相談業務を弁理士業務として追加
- 弁理士講師による知財セミナー等を通じた農林水産事業者への普及啓発・認知度向上

## 2. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

- 地方農政局、普及指導員等の農林水産事業者の支援者と日本弁理士会との関係強化
- 弁理士検索サービスの拡充
- 日本弁理士会ウェブサイトにも農林水産事業者向けページを作成する等のアクセス性向上に向けた取組

## 3. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

- 弁理士向け農林水産知財関連研修の受講促進

# 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要：相談しやすい環境の整備

- 知財情勢の変化に伴い、中小企業・農林水産分野に限らず、これまで弁理士と接する機会がなかった事業者等が弁理士を活用する機会は、今後もますます増加すると考えられる。
- そのような事業者が安心して弁理士に相談できる環境作りが求められている。
- これらの課題認識のもと、以下の点について、今後の対応を検討した。

## 1. 一人法人制度の導入

- 事業承継の円滑化に資する事務所の法人化を促進するため、弁理士一人でも法人の設立を可能に
- 法人化後の大規模化を促進する取組
- 一人法人において弁理士が欠けた場合への対応、事業承継
- ユーザーへの周知

## 2. 法人名称の変更

- 特許しか扱わないという誤解を避けるため、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更
- 名称変更に対する特許業務法人への対応
- 名称変更に伴う事務手続等を完了できるよう、十分な移行期間を確保
- 移行期間中に法人名が併存することによるユーザーの混乱を避けるための十分な周知

## 令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要：第三者意見募集制度に関する対応

- 第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）において、裁判所が必要と認めるときに第三者からの意見を求めることができるとする「第三者意見募集制度」を導入することが検討された。
  - この検討結果を受けて、本制度の導入に際して、弁理士業務に係る対応を検討した。
- 第三者意見募集制度において、第三者からの意見の内容に関する相談に応じる業務を弁理士業務として追加
  - 弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲の周知



# 令和3年弁理士法改正の概要

# 令和3年弁理士法改正の経緯概要

| 日付        | 経緯                           |
|-----------|------------------------------|
| 令和3年3月2日  | 閣議決定。衆議院へ法案提出。               |
| 令和3年4月21日 | 衆・経産委において法案審議、可決（附帯決議）。      |
| 令和3年4月22日 | 衆・本会議において法案可決。               |
| 令和3年5月13日 | 参・経産委において法案審議、可決（附帯決議）。      |
| 令和3年5月14日 | 参・本会議において法案可決。               |
| 令和3年5月21日 | 特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）公布 |
| 令和4年4月1日  | 同法施行予定                       |

# 令和3年弁理士法改正の概要

## 1. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上

- ・ 農林水産知財に関する海外出願支援業務、相談業務を弁理士業務に追加する法改正の実施。
- ・ 日本弁理士会法改正説明会、継続研修を通じて、弁理士に対して農林水産知財制度の基礎及び**弁理士業務として行える業務範囲を周知。**

## 2. 一人法人制度の導入

- ・ 弁理士の社員が一人のみでも法人の設立・存続を可能とする法改正の実施。
- ・ 日本弁理士会法改正説明会、継続研修を通じて、一人法人制度を周知。

## 3. 法人名称の変更

- ・ 弁理士が所属する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に改める法改正の実施。
- ・ 名称変更に伴う事務手続が完了できるよう、施行後の移行期間を1年間確保。
- ・ 名称変更手続の整理、日本弁理士会による名称変更マニュアルへの情報提供。

## 4. 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応

- ・ 第三者意見募集制度に関する相談業務を弁理士業務として追加する法改正の実施。
- ・ 日本弁理士会法改正説明会、継続研修を通じて、弁理士に対して弁理士業務として行える業務範囲を周知。

## 令和3年4月21日 衆・経産委での国会答弁（抄）

### ○関委員

ただいまの答弁によりましたら、行政書士の独占業務である農林水産知財の国内出願業務は追加しないとのことでした。・・・仮に、弁理士が、弁理士法改正で追加される相談業務にとどまらずに、**国内出願の書類作成業務まで行ってしまった場合、このような場合は行政書士法の違反となるのではないのでしょうか。**行政書士制度を所管する総務省に、その点、お伺いしたいと思います。

### ○阿部総務省大臣官房審議官

お答えいたします。

行政書士法第一条の二では、行政書士又は行政書士法人は、他の法律において制限があるものを除くほか、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類等を作成することを業とするとした上で、第十九条第一項におきまして、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。」と定められているところでございます。

弁理士が、種苗法や地理的表示法に関する申請等であって国内の官公署に提出する書類作成業務を行うことができるとする規定は、先ほど来お話にありますとおり、存在しないため、**弁理士が業として当該業務を行うことは、一般的には、行政書士法第十九条第一項に違反するものと考えられるところ**でございます。

なお、行政書士法第二条第三号の規定によりまして、弁理士となる資格を有する者は行政書士となる資格を有する者となるため、弁理士が行政書士登録を受けて当該業務を行うことはできるものでございます。

# 令和3年4月21日 衆・経産委での国会答弁（抄）

## ○関委員

ただいまの総務省からの答弁によりますと、弁理士が国内出願の書類作成業務を行うことは行政書士法に違反すると考えられるとのことでした。弁理士という国家資格者が法令違反行為を行ってしまうことは、これは本当に問題だと思います。

そこで、弁理士を所管いたします経済産業省としましては、**弁理士が行政書士法違反となる業務を行った場合にどのように対処される**のかをお伺いしたいと思います。

## ○小見山特許庁総務部長

お答えします。

弁理士が行政書士法違反となる業務を行い、この違反行為が弁理士の信用や品位を害する行為や弁理士たるにふさわしくない重大な非行に該当すると判断された場合は、この違反行為を行った弁理士は**経済産業大臣による懲戒処分の対象となり得る**ということでございます。

なお、弁理士の信用や品位を害する行為や弁理士たるにふさわしくない重大な非行を行った弁理士は、**日本弁理士会による懲戒処分の対象にもなり得る**ということでございます。

## ○関委員

ありがとうございました。法令違反を行う弁理士に対しましては、今答弁されたような対応、適切な対処、これをお願いしたいと思います。

加えまして、法令違反を行った弁理士に対する事後的な対処だけではなくて、そもそも弁理士の皆様が法令違反を行わないようにしておく必要が、非常に重要だと考えるところでございます。

つきましては、経済産業省といたしまして、**弁理士による行政書士法違反を未然に防ぐ、このような方策をどのように行っていくのか**、その点についてお聞かせ願います。

## ○小見山特許庁総務部長

お答えします。

弁理士法上、弁理士は、経済産業大臣が承認した実施計画に基づいて日本弁理士会が行う資質向上のための研修を定期的に受けなければならないということになってございます。

今般、**農水知財業務を弁理士業務に追加するに当たって**、弁理士は、**この業務に関する資質の向上を図るとともに**、この業務に係る法令を遵守すべく、**行政書士法などの知識を正確に身につけなければならない**と考えております。

そのため、特許庁としては、**弁理士が農林水産知財業務を行うに当たり、この業務に関連する法令の知識を習得できる研修を行う**よう、日本弁理士会に対して指導するという方針でございます。

# 令和3年5月弁理士法改正における附帯決議

## 衆・経産委附帯決議

六 我が国の農林水産事業における国内外知的財産権の創出・保護・活用の推進は、昨今とみにその重要性を増しているところ、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等においては、農林水産事業者のための相談窓口を設けることを検討すること。

七 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務を弁理士の業務として追加するに当たっては、農林水産事業者等の利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。

## 参・経産委附帯決議

六 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務等を弁理士の業務として追加するに当たっては、利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。また、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等において、農林水産事業者のための相談窓口の設置を検討すること。

ありがとうございました

---

特許庁

